

令和元年10月25日

公示 第362号

村田製作所健康保険組合  
理事長 宮本 隆二

当健康保険組合の令和2年度平均標準報酬月額を下記の通り定め、これを令和2年4月1日健康保険法第37条の、任意継続被保険者の標準報酬月額の決定について適用する。

記

1. 令和元年9月30日現在の、全被保険者の平均標準報酬月額  
367,400円
2. 標準報酬月額  
第25級 360,000円
3. 適用年月日  
令和2年4月 1日から  
令和3年3月31日まで

以上